



福岡医発第 151号(地)
平成25年 4月12日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 松 田 峻一良
(公 印 省 略)

厚生労働省「チーム医療推進会議報告書」について

厚生労働省で行われております「チーム医療推進会議」には、日本医師会より藤川謙二常任理事が委員として参加されておりますが、今般、報告書「特定行為に係る看護師の研修制度について」が取りまとめられた旨、日本医師会より通知がありましたので、ご参考までにお送りいたします。

本制度案は、報告書「別添」にあるように、「特定行為」を保健師助産師看護師法に定め、①医師の指示の下プロトコールに基づいて実施する場合は、厚生労働省が定める「指定研修」の受講を義務付け、②具体的指示で行う場合も研修（院内研修等）を受けることを努力義務とするという内容であります。

日本医師会としては、本制度案にはチーム医療の推進、医療安全に観点から多くの問題点があることから、一貫して反対しており、報告書にも「別紙2」として意見を載せております。

看護師が行うのはこれまで通り「診療の補助」であり、報告書「別紙1」でも、診療看護師（NP）の創設は明確に否定されています。また、看護師が自分で判断して診療の補助を行うわけではなく、あくまでも医師の指示を受け、プロトコールに基づいて、「患者の病態がその範囲にあるかどうかを確認し、その範囲にあれば実施する」というものであります。

仮に本制度が導入された場合でも、患者の病態や看護師の能力を勘案し、医師が直接対応するか、看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、医師が行うことに変わりはありません。

小郡三井医師会より

地域保健担当理事 白石恒明
会長 蒲池 壽

(地I8)

平成 25 年 4 月 9 日

都道府県医師会

担 当 理 事 殿

日本医師会常任理事

藤 川 謙



厚生労働省「チーム医療推進会議報告書」について

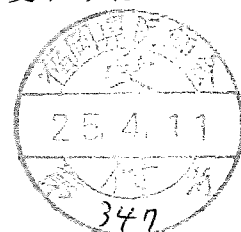
時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、厚生労働省「チーム医療推進会議」（小職が委員として参画）において、3月29日に報告書「特定行為に係る看護師の研修制度について」が取りまとめられました。

本制度案は、報告書「別添」にあるように、「特定行為」を保健師助産師看護師法に定め、①医師の指示の下プロトコールに基づいて実施する場合は、厚生労働省が定める「指定研修」の受講を義務付け、②具体的指示で行う場合も研修（院内研修等）を受けることを努力義務とするという内容であります。

本会としては、本制度案にはチーム医療の推進、医療安全の観点から多くの問題点があることから、一貫して反対しており、報告書にも「別紙2」として本会の意見を載せております。

一部に事実と異なる報道も見受けられますが、看護師が行うのはこれまで通り「診療の補助」であり、報告書「別紙1」でも、診療看護師（NP）の創設は明確に否定されています。また、看護師が自分で判断して診療の補助を行うわけではなく、あくまでも医師の指示を受け、プロトコールに基づいて、「患者の病態がその範囲にあるかどうかを確認し、その範囲にあれば実施する」というものであります。仮に本制度が導入された場合でも、患者の病態や看護師の能力を勘案し、医師が直接対応するか、看護師に診療の補助を行わせるかの判断は、医師が行うことに変わりはありません。



本報告書はあくまでも「チーム医療推進会議」の提言であり、全会一致で制度の創設を認めたものではありませんし、看護界からも多くの反対の声が上がっています。

チーム医療の推進は重要であり、研修を受けて診療の補助行為を実施することは当然であります。診療の補助としてどこまで認めるかは、患者の医療安全の確保が大前提であります。本制度の創設により、チーム医療が阻害され医療安全が損なわれることのないよう、問題点の解消に向け更なる検討が必要と考えております。

法案提出に至るまでには、まだ様々な議論の過程が想定されますので、引き続き、拙速な対応は避けるよう求めてまいります。

貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願いいたします。

特定行為に係る看護師の研修制度について

平成25年3月29日

チーム医療推進会議

本推進会議においては、「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書（平成22年3月）を受け、平成22年5月から、チーム医療の一環として、看護師が医師又は歯科医師の包括的な指示の下、診療の補助を行う場合の仕組みのあり方について19回にわたり議論を重ねてきた。また、その仕組みの前提となる、診療の補助における特定行為の内容、研修のあり方等については、チーム医療推進のための看護業務検討ワーキンググループにおいて31回にわたり議論を重ねてきた。

この間、平成23年12月には、

- ・ 看護師が現在行っている高度な知識・判断が必要とされる行為の中には、診療の補助に含まれるか否かが明確でないものが存在すること
- ・ これらの行為を実施するに当たっては、医療安全の観点から、教育を付加することが必要であること

について、本推進会議として意見が一致したところである。

その後、本制度案の具体的内容について検討する過程において、「チーム医療の推進に関する検討会」の報告書の内容やこれまでの本推進会議における意見を踏まえ、本制度を創設するに当たっての基本的考え方についても整理しつつ議論を重ねた。

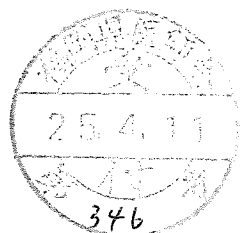
その過程においては、個々の行為について絶対的医行為か診療の補助の範囲かについて各委員の間でも意見の相違があることが明らかとなった。本推進会議の委員の大勢は、そのような意見の相違を踏まえ、本制度の確立が、チーム医療の推進を図り、医療安全の確保にも資するという考え方の下、別添の「特定行為に係る看護師の研修制度（案）」について、概ね妥当との意見であった。

日本医師会代表の委員からは、チーム医療の推進、医療安全の確保の観点から、多くの問題点があるとして、現行の案には反対との意見があった。

また、日本看護系大学協議会代表の委員からは、特定行為の内容、研修制度のあり方について十分に審議の上、制度化を判断すべきとの意見があった。

厚生労働省においては、本報告書を踏まえ、特定行為に係る看護師の研修制度の実現に向けて、課題の更なる検討、調整を進められたい。

また、本制度の施行までの間における具体的内容の検討に当たっては、研修を修了した看護師に対する医療現場のニーズも踏まえながら、特定行為の内容及びその領域、それに応じた研修の枠組み、実施方法等が審議会において十分に審議されるべきである。



特定行為に係る看護師の研修制度（案）

- 医師又は歯科医師の指示の下、診療の補助のうち、実践的な理解力、思考力及び判断力を要し、かつ高度な専門知識及び技能をもって行う必要のある行為（以下「特定行為」という。）について、保助看法において明確化する。

なお、特定行為の具体的な内容については、省令等で定める。

※ 特定行為の規定方法は限定列举方式とする。また、その追加・改廃については、医師、歯科医師、看護師等の専門家が参画する常設の審議の場を設置し、そこで検討した上で決定する。

- 医師又は歯科医師の指示の下、看護師が特定行為を実施する場合に、以下のような研修を受けることを制度化する。

- ・ 医師又は歯科医師の指示の下、プロトコール（プロトコールの対象となる患者及び病態の範囲、特定行為を実施するに際しての確認事項及び行為の内容、医師への連絡体制など厚生労働省令で定める事項が定められているもの）に基づき、特定行為を行おうとする看護師は、厚生労働大臣が指定する研修機関において、厚生労働省令で定める基準に適合する研修（以下「指定研修」という。）の受講を義務づける。
- ・ 指定研修の受講が義務づけられない、特定行為を行う看護師については、医療安全の観点から、保助看法上の資質の向上に係る努力義務として、特定行為の実施に係る研修を受けることを追加する。

※ 既存の看護師であっても、プロトコールに基づき特定行為を行おうとする場合は指定研修を受けなければならないことから、制度施行後、一定期間内に研修を受けなければならないこととするといった経過措置を設ける。

※ 特定行為が追加された場合であって、かつ、当該内容が研修の教育内容も変更する必要がある場合にあっては、当該内容に係る追加の研修義務が生じる。

- 厚生労働大臣は、研修機関の指定を行う場合には、審議会の意見を聴かなければならない。

※ 審議会は、医師、歯科医師、看護師等の専門家により組織する。

- 特定行為に応じた研修の枠組み（教育内容、単位等）については、指定研修機関の指定基準として省令等で定める。

※ 指定基準の内容は、審議会で検討した上で決定する。

- 厚生労働大臣は、指定研修を修了した看護師からの申請により、当該研修を修了した旨を看護師籍に登録するとともに、登録証を交付する。

※ 指定研修機関における研修を修了したことの看護師籍への登録は、あくまで研修を修了したことを確認するためのものであって、国家資格を新たに創設するものではない。

特定行為に係る看護師の研修制度の創設に当たって

診療の補助のうち特定行為に係る研修制度の創設に当たっては、以下の考え方を基本として、その制度化が行われるべきである。

1. 医師又は歯科医師の指示の下で、診療の補助のうち特定行為を行う看護師について研修制度を構築することは、チーム医療の推進を図り、医療安全の確保にも資するものであり、国民のニーズに適った医療提供体制を構築することにつながるものである。
2. 本制度は、医師又は歯科医師の指示を受けずに医行為又は歯科医行為を行う看護師の創設に結びつけるものではない。
3. 本制度の指定研修を修了した看護師が、他の看護師や他の医療関係職種に対して診療の補助に関する指示を行うことは不適切であり、指示を行うのはあくまで医師又は歯科医師である。
4. 本制度を導入した場合でも以下の点に変わりはない。
 - ・ 看護師が絶対的医行為又は絶対的歯科医行為を行うことは違法であり、看護師が医師又は歯科医師の指示なく診療の補助（応急の手当等を除く）を行うことは違法である。
 - ・ 看護師は、医師又は歯科医師の指示の下であれば、診療の補助の範囲内において医行為又は歯科医行為を行うことは可能である。
 - ・ 患者の病態や看護師の能力を勘案し、
 - ① 医師又は歯科医師が直接対応するか
 - ② どのような指示により看護師に診療の補助を行わせるかの判断は医師又は歯科医師が行う。
5. 看護師は、本制度の導入にかかわらず、療養上の世話及び診療の補助について、その専門性の向上や資質の向上に努めるものである。

特定行為に係る看護師の研修制度（案）に対する日本医師会の意見

1. 日進月歩の医療現場にあって、特定行為を法令で定めることは現実的ではなく、チーム医療を阻害するおそれがある。
2. 医師の指示の内容は、患者の病態、診療の補助の内容、看護師の業務経験等によって判断されるものであり、医療現場において医師の指示を「包括的指示」と「具体的指示」に明確に区別することは困難である。
3. 技術的あるいは判断の難易度が高い行為については、医師の具体的な指示を受けて行うことが医療安全上望ましいものであり、研修を受けて実施することは今まで通り当然のことである。
4. 看護業務検討ワーキンググループにおいて取りまとめられた「診療の補助における特定行為（案）」の中には、特定行為に限らず一般の診療の補助行為にもリスクの高い行為が含まれており、医療安全の観点から、これらも医師の具体的な指示を受けて行うべきである。
5. それぞれの現場が必要とする領域や行為によって様々な内容の研修が想定されるものであり、その修了を看護師籍に登録すべき必要性はなく、研修施設が修了証を発行することで足りる。
6. チーム医療の原点は、国家資格で認められた各職種の業務の質の向上に尽きる。医師のメディカルコントロールの下に、医療安全を確保することが重要である。